

番号	区分	質問	回答
1	支給要件	支給要件の「10日」について、勤務時間が1時間のように短い時間の勤務の日も1日とカウントしていいのか。	勤務時間は問いません。1日にカウントしていただいかまいません。
2	支給要件	利用者等と接する業務とはどういったものか。	介護福祉士等直接支援業務のほか、それ以外の業務であっても、利用者に接して支援していただいた場合対象となります。 (例) 送迎業務の際に利用者の乗降支援をしている 等
3	支給要件	社会福祉施設等に勤務しているが、厨房で調理業務を行っており、特に利用者等と接することがない場合は、対象とならないのか。	支給要件である「10日以上勤務かつ利用者等と1日以上接した業務を行っていた者」でないため、対象となりません。
4	支給要件	わたしが支給対象か調べてほしい。	大阪府内に所在する「施設・事業所等」において、対象期間（令和5年4月1日から令和5年12月1日）の間で10日以上勤務し、利用者等と1日以上接する業務を行っていた方が対象となります。 ※退職者、派遣及び委託によるものを含む※公務員（常勤・非常勤）は対象外
5	申請手続	施設が取りまとめて申請するのではなく、対象者個人に各々申請させてもいいのか。	原則、令和5年12月1日（基準日）に対象従事者が勤務している施設・事業所等を運営する事業者から、施設・事業等单位で、電子申請により、申請してください。パソコン・スマートフォン等で申請していただけますので、ご協力をお願いいたします。 ①原則、12月1日（基準日）に勤務している施設等がとりまとめて申請。（本人の申請意思、他施設から申請を行っていないか等の確認をしてください。） ②退職している場合は、対象期間に勤務していた施設等からの申請または個人申請も可能です。
6	申請手続	施設等から退職者に周知しないといけないのか。	支給要件に合致する退職者がおられる場合、可能な限り該当者にご連絡いただき、申請意思及び施設等に手続きを委任する意思をご確認いただいた上、可能であれば他の従業者とともに取りまとめた申請をお願いします。 連絡が取れない場合は、申請の取りまとめから除外していただいて結構です。
7	申請手続	当施設は「大阪府社会福祉施設等従事者支援事業（第2弾）」の支給対象となるのか？	「対象施設等一覧」に記載されている施設種別が対象になりますので、ご確認ください。
8	申請手続	2つ以上の施設等で働く人は、2回申請できるのか。	1人1回までの申請となりますので、どの施設から申請するか必ず調整してください。
9	申請手続	外国籍のスタッフの入力はどうすればよいか。	パスポートと同じ名前をアルファベットで入力してください。
10	申請手続	個人事業主は個人としての申請か、それとも事業者としての申請か。	事業者として申請ください。
11	申請手続	複数施設で働いた場合、申請する施設はどこでもよいのか。	対象施設の場合はどこから申請いただいても問題ありませんが、重複申請とならないようご注意ください。
12	申請手続	申請受付期間はいつからいつまでか。	令和5年12月4日（月）から令和6年1月19日（金）までとなります。期間終了後の申請はお受けできませんので、受付期間を厳守いただくようお願いします。

13	申請手続	申請期間内に間に合わなかったが、なんとか受け付けてもらいたい。	期間終了後の申請はお受けできません。ご了承ください。
14	申請手続	施設種別が「一時保護する施設」での個人申請ですが、自治体発行文書等は何を添付すればよいか。	事業者からメールが送られているはずですので、そちらを添付してください。
15	申請手続	「施設等での勤務を称する書類等」は何を添付すればよいか。	給与明細等を申請に添付ください。
16	対象者	社会福祉施設等で非常勤職員で勤務しているが、対象になるのか。	対象です。 大阪府内に所在する社会福祉施設等で、対象期間に10日以上勤務しかつ利用者等と1日以上接した業務を行っていた方（派遣及び委託によるものを含む）が対象です。公務員の非常勤は対象外です。
17	対象者	施設長・園長をしているが、支給要件に合致している場合、対象となるのか。	対象となります。
18	対象者	ボランティアは対象となるのか。	対象となりません（有償・無償とも）。 当事業は、社会福祉施設等の従事者等を対象としています。
19	対象者	令和5年4月1日から令和5年12月1日までの間は全て育児休暇を取得しているが在籍はしている。育児休暇も10日間の勤務になるのか。	対象期間中（令和5年4月1日から令和5年12月1日まで）、育児休暇（産休、病気休暇等）であった場合、施設利用者として接触していたとは見做せませんので、支給対象とはなりません。
20	対象者	府外在住で府内の施設に従事しているが、対象となるか。	府内に所在地を置く福祉施設等に従事していれば、府外在住でも対象となります。
21	対象者	対象の期間に10日以上は勤務しているがA施設で5日、B施設で3日、C施設で7日の場合は合算で対象になるのか。	合算で10日以上勤務していれば対象となります。
22	ギフトカード	ギフトカードは使用期限があるのか。	使用期限はありません。
23	ギフトカード	ギフトカードはどのような種類なのか。1万円1枚か。	JTBナイスギフトカード1,000円×20枚です。 全国100万店以上のJCBギフトカード取扱店で利用可能です。 全国のデパートやショッピングセンターでご利用いただけます。
24	ギフトカード	ギフトカードはどうやって送られてくるのか。	ゆうパックにてお送りの予定です。
25	ギフトカード	ギフトカードはどれくらいで送られてくるのか。	支給決定された方から順にお送りする予定です。
26	配布	ギフトカードを配付した際、従事者からの受領確認は印鑑をもらわないといけないか。	特に印鑑に限定しておりません。 申請時に提出いただいた様式第2-2-2号を活用し、ご本人に受領の確認（サイン等）をしていただき、5年間保存してください。

27	配布	退職した遠方にいる者からどうやって受領確認のサインをもらえばよいか。	退職者した方が遠方にいるなど、受領確認のサインをもらいにくい場合は、その退職者から受領した内容が確認できるメール等を送ってもらい、施設で保管願います。
28	配布	退職者が受取を希望したので施設で取りまとめたが、その後連絡がつかなくなったため、ギフトカードを返却したい。	引き続き連絡を取っていただき、受領確認の書類とともに5年間は保管してください。重複や対象外等の理由で返却する必要がある場合は、令和6年3月19日までであれば返還を受け付けます。
29	配布	「受領確認欄」に署名などをしてもらった「様式第2-2-2号」の書類は、その後提出の必要はあるのか。	基本的に提出いただく予定はありませんが、5年間保存しておいてください。